



質問：犯人が少年の場合、どのような刑事手続きになりますか？

犯人が14歳以上20歳未満の場合

14歳以上の少年は、20歳以上の者と同じように捜査します。

懲役・禁錮等にあたる罪の場合は、警察から検察官に事件を送り、検察官による補充捜査が終わると、検察官は、処分についての意見をつけて、事件を家庭裁判所に送ります。

一方、罰金以下の罪の場合は、警察から直接、家庭裁判所に事件を送ります。

なお、特定少年(犯行時18歳、19歳)の事件は全ての事件を検察官に送ります。

犯人が14歳未満の場合

警察

- 14歳未満の少年は、法律上、罰することができないため、警察で調査します。逮捕はできません。
- 調査の結果を児童相談所に通告するほか、家庭裁判所の審判に付すべきと判断するときは、児童相談所に送ります。

児童相談所・家庭裁判所

- 児童相談所では、児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所など）をとるほか、家庭裁判所での審判が必要と判断した場合は事件を家庭裁判所に送ります。
- 家庭裁判所に送られた少年は、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

